

令和 3 年 5 月 31 日

東海財務局岐阜財務事務所

ニセ電話詐欺被害の未然防止に向けた取組みの強化について（要請）

岐阜県のニセ電話詐欺被害の発生状況については、昨年来、犯人が直接被害者からキャッシュカードを騙し取り、ＡＴＭで多額の現金を出金する手口が多発しており、依然、高齢者を中心とした被害が後を絶たない状況となっております。

加えて、今年に入り、60 歳代を狙った還付金詐欺が急増しており、隣県に比べて金融機関の振込制限が緩やかな岐阜県が狙われているとの指摘もあるところです。

こうした状況を踏まえ、岐阜県警察本部より、高齢者を対象としたＡＴＭにおける「引出制限」及び「振込制限」の取組強化について協力依頼がありました。

「引出制限」につきましては、昨年 3 月に取組強化の要請をさせていただいたところですが、更なる取組強化をお願いしたいと考えております。

ニセ電話詐欺被害の未然防止に向けた取組みについては、利用者保護の観点からも極めて重要であるため、貴協会におかれましては、岐阜県内に本店を有する傘下金融機関に対して、岐阜県警察本部からの依頼を踏まえた適切な対応に努めるよう周知していただくとともに、引き続き、積極的な防犯活動を推進していただきますようお願い申し上げます。

以 上